



電子申請のすゝめ

介護流

入門篇 第3回



ゲスト：若山 克彦さん
〔介護のお兄さん〕

知らないと加算がされる？ “BAN”

- ・ 日程：7月26日（金）15：00～
- ・ 方法：ZOOMオンラインセミナー

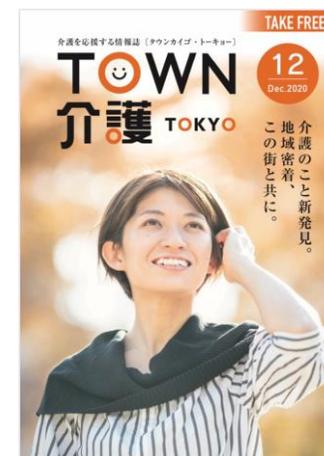


進行の紹介

藤井 寿和（ふじい ひさかず）

介護福祉士、レクリエーション介護士 他
経歴

- ・ 陸上自衛隊（衛生科、救急隊員）
- ・ マガジン編集長・映画プロモーター



- ・ 福祉介護関連のコンサルティング、商品開発アドバイザー、講師業を精力的に活動中
- ・ メディア事業においては、複数メディアとコラボし、年間100人以上の取材、インタビューを実施し、リアルな声に耳を傾けている

講師の紹介



高瀬 誠（たかせ まこと）

- ・ コンサルタント
- ・ ソーシャルワーカー
- ・ ホームヘルパー



- ・ 高齢者向け住宅や介護用品のコンサルティング業務から、介護現場へ転身して、新宿区のケアワーカーとして働く
- ・ 家族向けの介護イベントや、高齢者向け宅配弁当の品評会、最期まで食べる街づくりフォーラムなどの発表に関わる

ゲストの紹介

若山 克彦（わかやま かつひこ）

〔介護のお兄さん〕
社会福祉士、介護士、
レクリエーション介護士 他



- 介護TikTokerとして介護現場の日常をユーモアを交えながら発信
- 介護施設やイベントなどで、体操やレクリエーションや研修など
- 訪問看護のF C本部として、コンサルティングや研修事業を行う

会場の紹介



SunnydaysCafe

介護相談のできるカフェ・
イベント・コワーキング

(新宿区上落合1-9-11)



管理栄養士が調理するランチ



各種テーマごとのイベント



専門職の研修や勉強会

応援メッセージのご紹介

後藤なみ先生より応援メッセージ

東京都議会議員
後藤なみ

36歳 足立区最年少ママ議員

東京都議会議員(足立区選出) 都民ファーストの会 東京都議団 政調会長



出典：東京都議会議員 後藤なみOfficial Siteより引用・編集



後日、応援メッセージの動画をアップします

セミナーの構成

本日のレジュメ

- オープニング
- 東京都福祉局より、最新版の指定手続きを紹介
- 厚生労働省の、「電子申請届出システム」を解説
- ゲストと一緒に、「訪問看護」をディスカッション

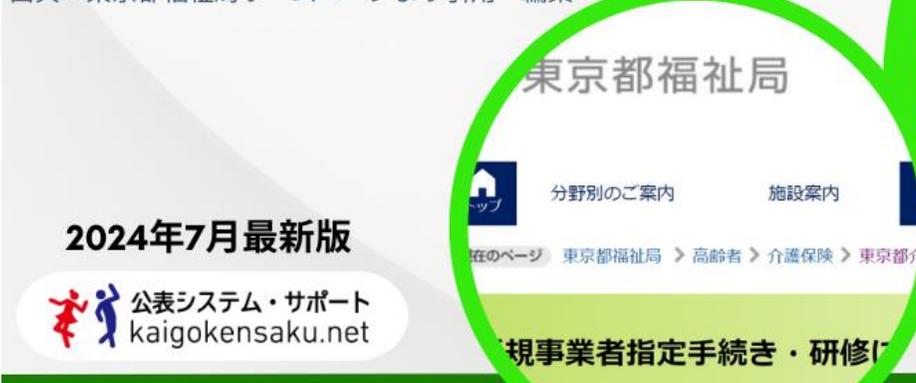
東京都福祉局より 最新版の指定手続きを紹介

東京都福祉局より、最新版の指定手続きを紹介

介護業界のDXレポート 『デジレポ』

東京都福祉局の案内より 新規指定手続き・研修を レポート

出典：東京都福祉局ホームページより引用・編集



Digital
Transformation

Vol.03



- ・電子申請の紹介にあたっては、事前に東京都福祉局へ確認しており、引用する出典を記載して掲載します。
- ・当レポートの制作時点の情報を元にするため、その後に更新されるケースなど、変動する場合があります。

1. 申請する様式は、全国統一フォーマットへ変更

申請様式や運営規定、料金表、その他の人員や加算算定に関わる要件は、新たなフォーマットへ変更となります。

新規指定申請の申請書等

新規指定申請の留意事項・申請書等

- > 1 訪問介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 3 訪問看護・介護予防訪問看護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（新規に指定を受けたい方へ）
- > 5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（新規に指定を受けたい方へ）
- > 6 通所介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（新規に指定を受けたい方へ）
__病院、診療所のみ
- > 8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 10 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与（新規に指定を受けたい方へ）
- > 11 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売（新規に指定を受けたい方へ）



<新規指定申請様式>

★令和6年4月1日（令和6年6月1日付新規指定分）から本様式により受け付けます。

申請書類様式(令和6年4月1日から) (Excel:204KB) 【記入例】申請書類様式(令和6年4月1日から)(Excel:63KB)	記載方法及び記入例については、 新規事業者研修資料 の「2 申請書等の記載例について」も御参照ください。
運営規程の例(Word:29KB)	
料金表の例（令和6年4月から5月まで） (Excel:69KB)	加算を算定する場合のみ添付してください。 予防の指定を受ける場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）」も忘れずにご提出ください。 なお、介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、詳細はこちらをご参照ください。
料金表の例（令和6年6月から） (Excel:52KB)	
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(Excel:45KB)	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧 （居宅サービス）(Excel:37KB) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧 （居宅サービス）サテライト用 (Excel:36KB)	
介護給付費算定に係る体制等状況一覧 （介護予防サービス）(Excel:33KB) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧 （介護予防サービス）サテライト用 (Excel:32KB)	
加算様式・参考様式(Excel:179KB)	

以前は自治体
ごとバラバラ

今後は全国で
同じ標準化

※申請する提出先によって、宛名部分の表記や個別提出する書類がある場合は要変更

複数の自治体へエリア展開する事業所にとっては、申請する事務が効率化

2. 提出する方法は、「電子」と「郵送」のいずれか

7月1日の新規指定分から、「電子申請」による受付を開始して、当面の移行期間は「郵送申請」の受付もあり。

新規指定申請の提出方法

今後の主流

「電子申請」

- ・指定を受ける2ヶ月前の15日までに、「電子申請・届出システム」から申請
- ・この電子申請には、事前「GビズIDの取得」と「登記簿データの取得」が必要

〔今後の電子申請の手続き〕

1. デジタル庁「GビズID」
2. 民事法務協会「登記情報提供サービス」
3. 厚生労働省「電子申請・届出システム」

当面の措置

「郵送申請」

- ・指定を受ける2ヶ月前の15日までに、郵送にて申請
- ・切手を貼付した返信用封筒の同封が必要
- ・郵送投函した後に提出先へ電話連絡が必要

〔郵送申請から電子申請への移行〕

介護保険法に関連する法令の改正により、2025年度末までに電子移行へ完了予定（当面は郵送による申請も受付）

来年度にかけて制度が移行していくので、電子化への準備が必要

3. 事前研修や留意点は引き続き継続（1）

その他に指定申請に先立って、東京都の事前研修や留意点（ローカルルール等）は、引き続き継続します。

東京都の事前研修や留意点（ローカルルール等）

「新規指定の事前研修」

- ・ 新規指定の申請時に「新規指定前研修」を受けることが必要
- ・ 指定を受ける4ヶ月前末日までに申込、原則的に3ヶ月前15日頃に受講

「指定に関する区市町村協議等」

- ・ 居宅サービス事業者の指定に関して、区市町村が意見や協議を求める制度あり
- ・ 令和6年度では5区市において、新規開設に対する、条件付加や協議あり

新規事業者研修（令和6年7月開催分）について

- ◆概要
介護保険法及びその他関係法令の法令遵守や、適切なサービス提供に関する事項、申請のための注意などについて、学んでいただくことを目的とします。介護事業者として指定を受けようとする事業者は必ず受講してください。
- ◆受講対象者
申請する事業所の管理者に従事する予定の方、または法人代表者の方
- ◆日時
令和6年7月12日（金曜日）13時30分から16時50分まで（13時受付開始）
- ◆場所
（公財）東京都福祉保健財団 19階 多目的室2
東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング
- ◆持ち物
印刷した「申し込み完了メール」（モバイルの場合は画面の提示）
- ◆問合せ先
<新規事業者研修について>
（公財）東京都福祉保健財団 事業者支援部介護事業者指定室 03-3344-8517（直通）
<電子申請について>
東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当 03-5320-4593（直通）

事前研修は毎月15日ごろに開催（予約制）

区市町村	担当	電話番号	該当サービス
荒川区	福祉部 介護保険課 事業者支援係	03-3802-4037	訪問介護（区市町村協議） 通所介護（区市町村協議）
練馬区	高齢施策担当部 介護保険課 事業者指定係	03-5984-1461	通所介護（区市町村協議）
小金井市	福祉保健部 介護福祉課 介護保険係	042-387-9822	通所介護（区市町村協議）
東大和市	健康いきいき部介護保険課 介護給付係	042-563-2111 内線1138	通所介護（区市町村協議）
東久留米市	福祉保健部 介護福祉課 介護サービス係	042-470-7750	訪問介護（区市町村協議） 通所介護（区市町村協議） 短期入所生活介護（区市町村協議）

5市区の該当サービスでは、介護保険所管に要相談

3. 事前研修や留意点は引き続き継続（2）

その他に指定申請に先立って、東京都の事前研修や留意点（ローカルルール等）は、引き続き継続します。

東京都の事前研修や留意点（ローカルルール等）

「留意点①：事業所名称の設定」

- ・事業所名称が同一あるいは類似していると、**誤認やトラブル**のリスクあり
- ・事業所名称を設定する際は、**事前に確認した上で申請**する（とうきょう福祉ナビゲーション等で）

「留意点②：運営法人の変更」

- ・法人の合併や分割等による運営法人の変更が多いため、**別紙案内**あり
- ・法人の吸収合併・吸収分割を予定し、事業所番号の引継ぎを希望する場合は、**手続きの簡素化の適用**あり



福祉ナビ等で、事前に事業所名称を確認

吸収合併・吸収分割で運営法人が変わるが、
介護事業所番号、職員体制や運営規定などを
引き継ぐ場合

▼
手続きの簡素化が適用され、
添付書類の省略化や指定前研修も免除

事前に東京都福祉局の介護事業者担当へ相談

詳しくは、東京都福祉局のホームページへ

東京都福祉局のホームページ

東京都福祉局「新規事業者指定手続き・研修について」案内ページ

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/guidebook.html

- ・担当：高齢者施策推進部 介護保険課 介護事業者担当
 - ・情報：2024年7月4日時点
 - ・出典：東京都福祉局ホームページより引用・編集
- 》 》 》 詳しい情報は、案内ページをご覧ください

The screenshot shows the Tokyo Metropolitan Welfare Bureau website. The main heading is "新規事業者指定手続き・研修について" (New Business Designation Procedures and Training). A key announcement states that the July new business designation pre-training will be held on July 12 (Saturday) in a group format. The page includes a list of related information such as "介護職員処遇改善支援補助金" (Nursing Staff Treatment Improvement Support Subsidy) and "新着情報" (New Information). A QR code is located to the right of the page content.



厚生労働省の 「電子申請届出システム」を解説

電子申請をステップごとに解説

電子申請の手続きの工程を分けると、それぞれの目的や役割は、次のような3ステップです。

手続きの工程は3ステップ

今回

ステップ1
:GビズIDの取得



デジタル庁
「GビズID」

ステップ2
:登記簿データの取得



民事法務協会
「登記情報提供サービス」

ステップ3:
事業所情報の入力



厚生労働省
「電子申請届出システム」

ステップ1.GビズIDの概要

「GビズID」は個人や法人を管理する認証システムで、様々な行政サービスにログインできるサービスです。

ステップ1 :GビズIDの取得



「GビズID」サイトにアクセスして、法人の「GビズID」の申請や認証などを行います。

- ・手続きの難易度: ★★(ややむず)
- ・かかる時間の目安: 1週間 + 45分程度
- ・かかる費用の目安: 切手代
- ・必要なもの: メールアドレス、パソコン、スマートフォン、郵便用封筒・切手
- ・アクセス先: デジタル庁「GビズID」サイト
<https://gbiz-id.go.jp/>

※手続きにあたっての諸注意

- ・GビズIDプライムのアカウント利用者は、「会社の代表者自身」であること
- ・既にアカウントを所持している場合は、重複してアカウント申請ができません
- ・電子申請や補助金でもよく利用するものなので、きちんと管理しておきましょう

ステップ2. 登記簿データの概要

「登記情報提供サービス」は、登記簿データをインターネットを通じてパソコン等の画面上で確認・照会できるサービスです。

ステップ2 : 登記簿データの取得



「登記情報提供サービス」サイトにアクセスして、「法人利用の申込」や「登記簿データの確認・照会」を行う。

- ・手続きの難易度: ★★(ややむず)
- ・かかる時間の目安: 1ヶ月 + 35分程度
- ・かかる費用の目安: 約1,070円 + 切手代
- ・必要なもの: パソコン、郵便用封筒・切手、法人利用申込書、口座振替依頼書、法人の登記事項証明書、法人の実印と印鑑証明書
- ・アクセス先: [民事法務協会「登記情報提供サービス」サイト](#)

※手続きにあたっての諸注意

- ・登記情報の変更にあたっては、法務局の窓口や法務省のシステムで対応が必要
→「登記情報提供サービス」では、**登記簿データをネットで確認や照会**まで

ステップ3.事業所情報の概要

そして最後に「電子申請届出システム」にアクセスして、介護事業所の新規指定や既存変更などの情報を入力する。

ステップ3: 事業所情報の入力



「電子申請届出システム」サイトにアクセスして、介護事業所の情報や関連する様式や資料などを届出する。

- ・手続きの難易度: ★★★(かなりむず)
- ・時間の目安: 申請内容やサービス種別、自治体によって変動
- ・かかる費用の目安: 申請内容やサービス種別、自治体によって変動
- ・必要なもの: パソコン、申請料金、申請時の様式・資料(例えば新規指定時の事業所図面や運営方針、加算・公表・評価に関わるものなど)
- ・アクセス先: [厚生労働省「電子申請届出システム」](#)

参考：過去のセミナーの情報はこちら

セミナー第1回、第2回のスライド資料や解説動画は、アーカイブとして「公表システムサポート」に掲載しています。

セミナー第1回・5月

- ・電子化の制度改正の説明
- ・ステップ1(GビズID)の説明
- ・神戸市の取り組み(動画)



セミナー第2回・6月

- ・ステップ1(GビズID)の振り返り
- ・ステップ2(登記簿データ)の説明
- ・神戸市の取り組み(オンライン)



「電子申請のすゝめ」セミナーページ

第1回：<https://x.gd/uNjA5>

第2回：<https://x.gd/KW0I8>

(視聴には会員登録が必要です)

前提となる要件

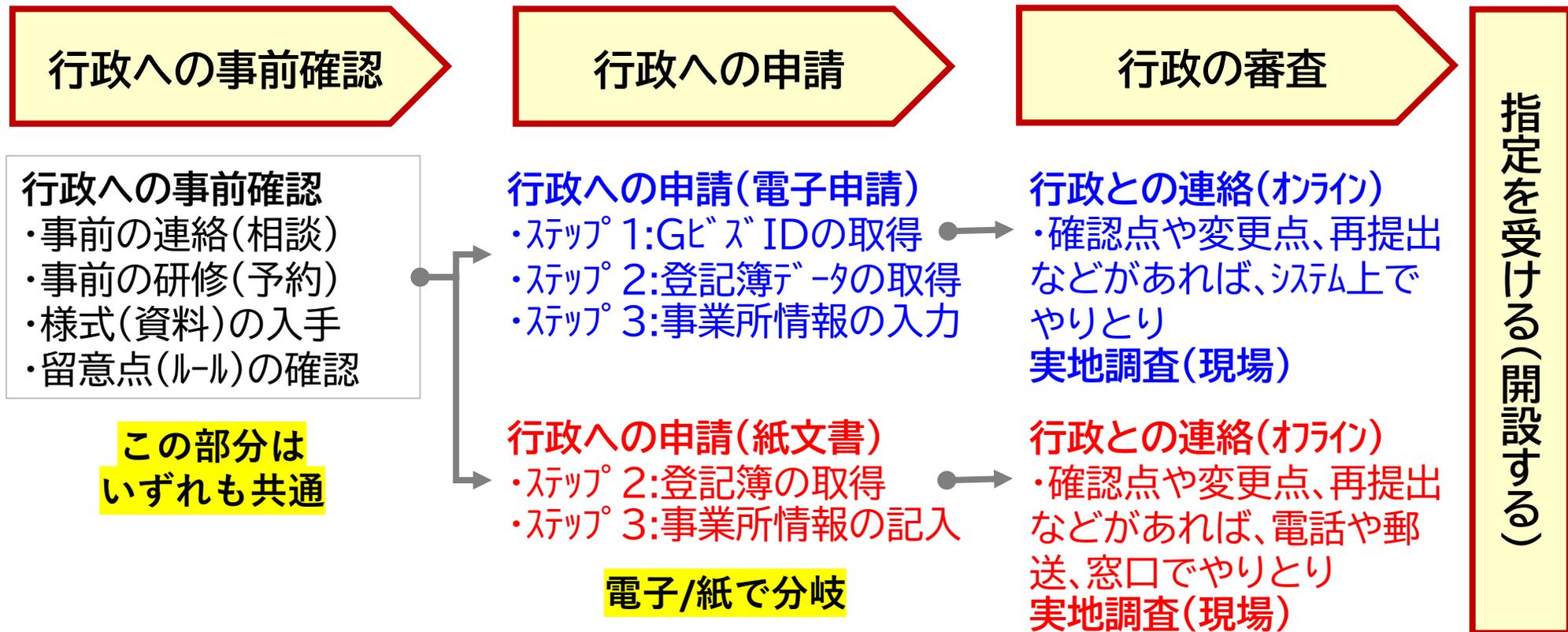
ステップ3を解説していくにあたって、介護事業者の申請について、あらためてその手続きの要件をおさえておきましょう。

- ①申請の手続き_フロー
- ②申請の期間_スケジュール
- ③申請の費用_コスト
- ④管轄する自治体
- ⑤サービス種別・申請内容
- ⑥申請様式や各種資料

3-1.申請の手続き_フロー

新規事業所が開設するまでに、事前確認から指定までの流れは、次のようになります。

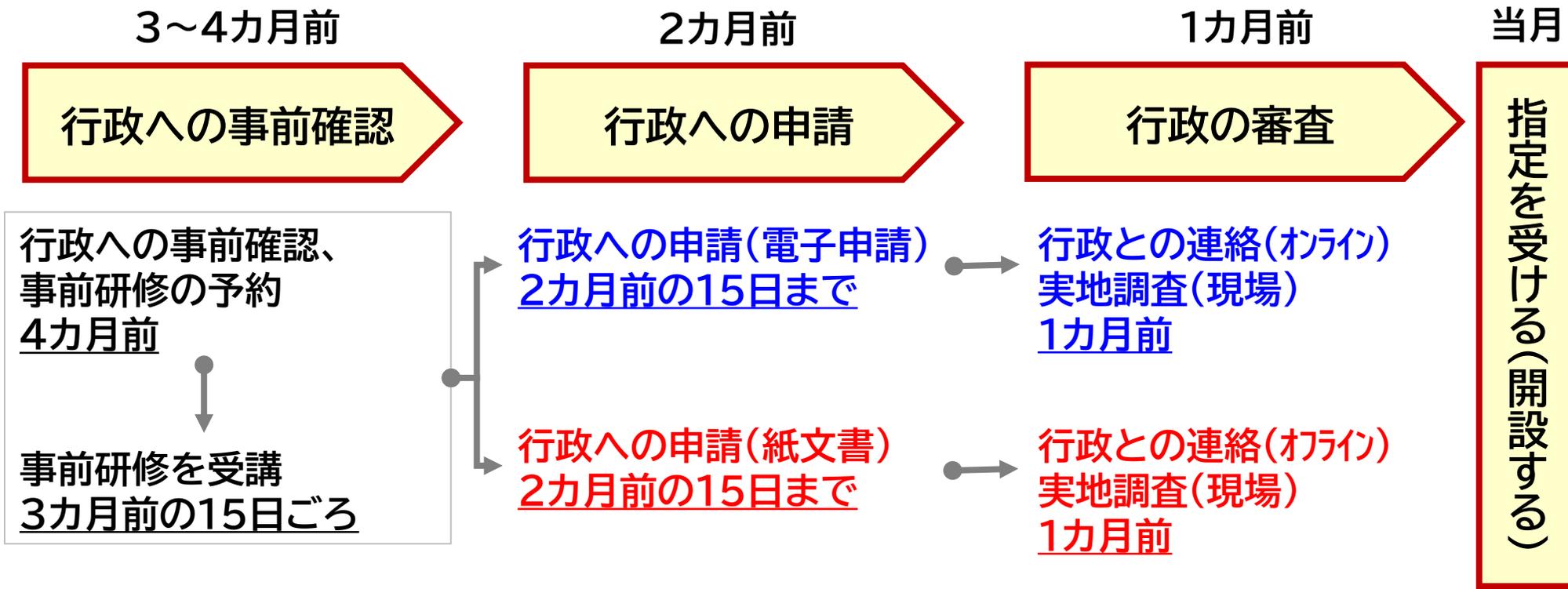
東京都で新規事業所を開設する手続き



3-2.申請の期間_スケジュール

そして事前確認から指定までのスケジュールは、次のようになります。

東京都で新規事業所を開設する期間



申請までの準備期間が約4カ月必要なので、あらかじめ準備を

3-3.申請の費用_コスト

自治体によって、申請時の**手済料**を徴収するかが分かれて、首都圏と関西圏でもその傾向が分かれる。

首都圏の自治体

- ・東京都、千葉県、埼玉県：**徴収しない**
- ・神奈川県：**徴収する**

神奈川県の費用水準

	新規指定	指定更新
・ 居宅サービス	2～3万円ほど	1万円ほど
・ 地域密着型サービス	2～4.5万円ほど	1～2.5万円ほど
・ 施設サービス	4.5～6.3万円ほど	2.5万円ほど
・ 居宅介護支援	2万円ほど	1万円ほど
・ 介護予防や総合事業	1～1.5万円ほど	1万円ほど

阪神圏の自治体

- ・大阪府、京都府、兵庫県：**徴収する**

大阪府の費用水準

	新規指定	指定更新
・ 居宅サービス	3万円ほど	1万円ほど
・ 地域密着型サービス	3万円ほど	1万円ほど
・ 施設サービス	3～6.3万円ほど	1.6万円ほど
・ 居宅介護支援	3万円ほど	1万円ほど
・ 介護予防や総合事業	3万円ほど	1万円ほど

(京都府、兵庫県も上記に近い金額水準)

- ・ 地方自治法第227条に基づき、新規や更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から分かれる
- ・ 手済料の納付方法は、印紙や払込、クレジットカードなど（神戸市ではe-KOBEと連動してネット決済）
- ・ 電子申請ではこの**手数料に対応していないため、別途、支払の手続きが必要**
- ・ その他に、登記簿などの証明書発行や郵送の切手代は実費が必要

3-4.管轄する自治体

介護保険の法令に沿って、管轄する自治体は、次のようなサービス種別ごとに区分に分かれる。

介護サービスの区分

分類	サービス種別 1	サービス種別 2
要 介 護 給 付 の の 予 防 給 付	居宅介護サービス：訪問サービス	地域密着型サービス（*1）
	居宅介護サービス：通所サービス	居宅介護支援：ケアプラン
	居宅介護サービス：短期入所サービス	
	居宅介護サービス：居住サービス（*3）	
	居宅介護サービス：福祉用具 施設サービス	
の 予 防 給 付	介護予防サービス：訪問サービス（*2）	地域密着型介護予防サービス（*1）
	介護予防サービス：通所サービス（*2）	介護予防支援：ケアプラン
	介護予防サービス：短期入所サービス	
	介護予防サービス：居住サービス（*3）	
	介護予防サービス：福祉用具	
管轄	都道府県、政令市、中核市	区市町村（*4）

- （*1）訪問、通所を含めた複合型サービスも含む ※同一事業所で、複数の区分や種別でサービス提供する場合は、それぞれ申請が必要
（*2）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）に移行したものは除く、
（*3）特定施設入居者生活介護（予防含む）の指定を受けているもの
（*4）市区町村には一部の事務組合等も含む

3-5.サービス種別・申請内容

2025年度までは制度移行中のため、サービス種別・申請内容によっても、電子申請に対応かどうか変動します。

サービス種別ごとに確認

- ・ 居宅サービス
- ・ 施設サービス
- ・ 介護予防サービス



都道府県、
政令市、中
核市へ確認

- ・ 地域密着型サービス
- ・ 居宅介護支援
- ・ 介護予防支援

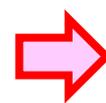


区市町村
へ確認

申請内容によっても確認

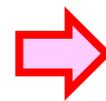
- ・ 新規の指定申請
- ・ 既存の変更届出（*）
（引継ぎあり/なし）
- ・ 既存の更新申請
- ・ 廃止・休止届出

「電子申請に対応
している」



オンラインに
よる電子申請

「電子申請に対応
していない」



紙文書による
窓口申請

（*）事業所番号や運営要件を引継ぐ場合は、手続きの簡素化の適用あり
引き継がない場合は、新規指定と同様の手続きが必要（既存の事業所は廃止）

申請する際には電子申請に対応かどうか、自治体へ確認が必要

3-6.申請様式や各種資料

2024年度より申請する様式は、全国統一フォーマットへ変更となり、申請する際には、こちらのシートへの入力が必要となる。

新規指定申請の申請書等

新規指定申請の留意事項・申請書等

- > 1 訪問介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 2 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 3 訪問看護・介護予防訪問看護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 4 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（新規に指定を受けたい方へ）
- > 5 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（新規に指定を受けたい方へ）
- > 6 通所介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 7 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（新規に指定を受けたい方へ__病院、診療所のみ）
- > 8 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 9 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（新規に指定を受けたい方へ）
- > 10 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与（新規に指定を受けたい方へ）
- > 11 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売（新規に指定を受けたい方へ）

申請様式は
サービスごと

訪問看護の新規指定の場合

- ・ 申請書類様式(Excel)
* 人員体制や平面図なども
- ・ 運営規程(Word)
- ・ 料金表(Excel)

必須

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(Excel)
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧(Excel)
- ・ 各種加算に関する届出書(Excel)
* 介護職員等処遇改善加算も

必要に応じて

電子申請でも窓口申請でも、共通してこれらの準備が必要

3-7.具体的な操作手順①②③

事前の要件が揃えば、あとはサイトにアクセスして、介護事業所の情報を入力して、申請様式や各種資料を届出します。
(ここからは操作手順ごとに、3分で分かる動画で紹介します)

- ・ 共通した基本メニュー
- ・ 申請内容に応じたメニュー
- ・ その他メニューやケース

後日、YouTubeにも動画アップします
youtube.com/@kaigokensaku-net

これから電子申請する方へ

3つのサポート メニューをご紹介します



公表システムサポート
kaigokensaku.net

セミナー参加特典：アーカイブ情報

これまでのセミナーのスライド資料や動画コンテンツは、アーカイブとしてポータルサイトに掲載していきます。（期間限定で公開）

《セミナー》



介護流『電子申請のすゝめ』セミナー
3つステップに分けて、抑えるべきポイントや留意点など、解説(3回シリーズ開催)

- ・ステップ1 GビズIDの取得
- ・ステップ2 登記簿データの取得
- ・ステップ3 事業所情報の入力や変更など



ポータルサイト「公表システム・サポート」

・URL: <https://www.kaigokensaku.net/>

公表システム・サポート



セミナー参加特典：無料診断のアドバイス

運営状況をうかがって、ベストな方法と手続きをアドバイスします。

《介護流『電子申請の無料診断』》



15分



無料



オンライン

無料診断はこちら
(毎月3社限定)



ポータルサイト（SNS）の発信

電子申請の制度や手続き、関連するトピックスや参考事例など、事業所・自治体さんの目線で、分かりやすく情報提供します。

《ポータルサイト》

公表システム・サポート
kaigokensaku.net

2024年度から本格スタート!

電子申請 公表システム

介護業界をギョムンとDX化するポータルサイト

「公表システム・サポート」は、2024年度からの介護保険制度の改正に合わせて、本格スタートする電子申請の制度や手続きなど、自治体や事業所さんの目線で分かりやすく情報提供するポータルサイトです。

ポータルサイト「公表システム・サポート」

・URL : <https://www.kaigokensaku.net/>

公表システム・サポート



《LINE公式アカウント》

公表システム・サポート
kaigokensaku.net

2024年度から本格スタート!

LINE

公式アカウント

@公表システム・サポート

介護事業所の電子申請 気軽に調べるならLINEがチョーかんたん

AIちゃん

制度改定をわかりやすく説明!
新しい電子申請も、わかりやすく解説します。

LINE公式アカウント「公表システム・サポート」

・LINE ID : @kaigokensaku

公表システム・サポート



参考：自治体との公民連携

公民連携でのプロジェクトが立ち上がっており、今後も行政と連携した形で、セミナーや相談会など予定しています。

《新宿区「民間提案制度」》

The screenshot shows the official website of Shinjuku City. The top navigation bar includes 'ホーム', 'くらし', '観光・文化', '産業・ビジネス', '防災・防犯', and 'その他区政情報'. A search bar is prominently displayed. The main content area is titled '民間提案制度について' and includes a sub-header '民間提案制度について' and a paragraph explaining the initiative's purpose: to improve administrative services and efficiency through citizen collaboration. It mentions that the initiative is implemented in Shinjuku City (区) and aims to address regional needs through various channels like seminars and consultation sessions.

《町田市「民間提案制度」》

The infographic illustrates the Machida City '民間提案制度' (Private Proposal System). It shows a flow from '事業者' (Business Operator) to '町田市' (Machida City). The process starts with '自発的な提案' (Spontaneous Proposal) from the business operator, which leads to '課題への提案' (Proposal for Issues) and '課題の提示' (Presentation of Issues) to the city. This is followed by '対話・調整' (Dialogue and Adjustment) between the business operator and the city, leading to 'テーマ型' (Theme-based) proposals. The city then provides '課題の提示' (Presentation of Issues) back to the business operator. The business operator can also provide 'アイデア' (Ideas) and 'ノウハウ' (Know-how) to the city. The city's role includes '健康福祉、環境、産業振興、教育、まちづくりなど様々な行政分野' (Various administrative fields such as health/welfare, environment, industry promotion, education, and urban planning). The infographic also mentions 'フリー型' (Free-type) and 'テーマ型' (Theme-based) proposals.

これからの介護事業所の情報は、
「電子申請」によって申請されて、
「公表システム」によって公表される。



同じシステムで、機能拡張されたもの

適正な事業所の情報は公表されて、
事業所選びのスタンダードになる。

介護業界のデータ化を支援する

「公表システム・サポート」



ご清聴ありがとうございました